

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の対象となる個人情報ファイル一覧

番号	保有する行政機関の名称	個人情報ファイルの名称	個人情報ファイルの利用目的	個人情報ファイルの記録項目	記録範囲	記録されている個人情報の件数	記録情報の収集方法	個人情報ファイルが行政機関個人情報保護法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地
1	文化庁	芸術家の派遣に係る協力芸術家ファイル	芸術家の派遣に係る協力芸術家を、都道府県、都道府県(市区町村)教育委員会及び学校へ情報提供するため。	1芸術団体名 2芸術団体所在地 3担当者 4電話番号 5FAX番号 6メールアドレス 7ホームページアドレス 8氏名 9ふりがな 10肩書き等 11活動拠点 12情報提供に関する同意の有無	芸術家の派遣に係る協力芸術家登録票兼 同意書を提出した、団体に所属する、又は個人の協力芸術家(平成21年度以降)	約5,500件	本人所属の芸術団体又は本人からの登録票の提出	無	文化庁政策課 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL:03-5253-4111(代表)
2	文化庁	重要無形文化財及び選定保存技術保持者等情報ファイル	重要無形文化財及び選定保存技術保持者等に関する基本情報をデータベース化し、インターネットを利用して国内外に公開する。	1氏名、2住所(都道府県のみ)、3生年月日、4雅号等、5指定・認定年月日、6解除年月日	重要無形文化財及び選定保存技術者に認定された者・団体	約2,500件	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第71条第3項の規定により、官報に告示された内容	無	文化庁政策課 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL:03-5253-4111(代表)
3	文化庁	法務省告示日本語教育機関の専任教員ファイル	法務省からの照会に基づき、同省の在留資格認定に関わる日本語教育機関の告示基準の該当性判断のうち日本語教育機関の専任教員の専任性を確認するために利用する。	1機関名、2機関番号、3機関所在の都道府県、4氏名・ふりがな、5生年月日	法務省が告示した日本語教育機関の専任教員。ただし、法務省から、所属する日本語教育機関が告示から削除されたこと、日本語教育機関から退任したこと等の情報提供があった場合は削除する	約3,700件	法務省からの情報提供	無	文化庁政策課 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL:03-5253-4111(代表)

※個人情報ファイルの記録項目の全てが非識別加工の対象となるわけではありません。個々の提案内容を踏まえ、個別に判断させていただくこととなります。